

## 仏生寺体育館（旧仏生寺小学校）を利用される皆様へ

体育館の利用については、使用管理規則で定めておりますが、これが守られていないことが多々ありますので、規則を遵守くださるようお願いいたします。

特に、下記の事項について遵守下さるようお願いいたします。

- 1 使用管理規則第3条の、「1か月前から使用の申請ができる。」の解釈ですが、  
（例）1か月前とは前の月の同日です。ただし、3月31日の1か月前は2月28日、5月31日の1か月前は4月30日です。
- 2 使用后、体育館のモップ掛け、消灯、用具は元の位置に戻してください。
- 3 男女トイレの利用の有り無しに関わらず消灯し、トイレの入口ドアを必ずロックして下さい。
- 4 体育館利用の代表者は、使用日誌を必ず書いてください。
- 5 使用料は、利用後3週間以内に指定口座に納入して下さい。
- 6 スマホ使用申請の登録事項に変更がある場合速やかに届出くださるようお願いいたします。（代表者の変更等）